

郵送日又は持参日を記入

第1号様式（第5条関係）

令和 6年 5月10日

大分県中小企業団体中央会会長 殿

履歴事項全部証明書と同様に記載

住 所 大分県大分市金池町3丁目1番64号

事業所名 大分中央会株式会社

記入漏れ注意

代表者職氏名 代表取締役 中央 太郎

令和6年度 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金 交付申請書

大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の交付を受けたく、大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請金額 金 617,000 円 ※別紙3のI欄

申請コース区分 (通常コース ・ 賃上げコース)

完了予定日までに事業が完了しない場合は変更承認申請が必要となるため、余裕をもった予定期日を記入。

※なお、事業完了日は事業実施計画の内容を完了した日、それに係る支払いが完了した日のどちらか遅い日となる。

賃金引上げ予定年月日 令和6年10月 1日 (賃上げコースの場合)

事業完了予定年月日 令和6年11月30日

事業の目的及び内容

技能実習生の生活環境への配慮やコミュニケーション促進のため、当社が所有する社員（外国人労働者用）寮について①全ての寮生の部屋の床を畳からフローリングに張り替える。②共用トイレを和式から洋式にリフォームする。③談話室にエアコンを設置する。また、技能実習生の技能向上のため④アーク溶接の特別講習を受講させる。

添付資料

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) （賃上げコースで申請する場合）賃金増加率計算表（別紙2）
- (3) 所要額調書（別紙3）
- (4) 別表3に掲げる補助対象経費に係る見積書及び設計図書等
- (5) 誓約書・同意書（第2号様式）
- (6) 入国前の外国人技能実習生については、技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画書の写し、雇用契約書及び雇用条件書の写し等
技能実習中の外国人技能実習生については、雇用契約書及び雇用条件書の写し、在留カードの写し等
特定技能外国人については、雇用契約書及び雇用条件書の写し、在留カードの写し等
特定活動告示第9号については、出入国在留管理庁への提出書類のうち、在留資格認定証明書交付申請書、申請人が在籍する外国の大学と日本の受入れ機関との間で交わしたインターンシップに係る契約書の写し、申請人の日本での活動内容、期間、報酬等の待遇を記載した資料、在留カードの写し等
- (7) （賃上げコースで申請する場合）申請前1月分の賃金台帳の写し
※給与形態等によっては、1月分以上必要となる場合があります。
- (8) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書（個人事業者については本人確認書類）の写し
- (9) その他中央会会長が必要と認める書類

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

担 当	部 署 名	総務課
	職・氏名	主任 中央 次郎
	電話番号	097-536-6331
	E-mail	gaikokujin01@chuokai-oita.or.jp

本補助金に係る事務を行う担当者を記入

雇用契約を結んでいる従業員を記入
Q & A 問 2 参照

履歴事項全部証明と同様に記入
資本金又は出資金が無い場合は空欄

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は出資の総額	1,000,000 円		②企業全体で常時使用する労働者の数	6 人									
		③本店所在地	大分市金池町 3 丁目 1 番 1 6 号												
2 就労・居住環境整備支援等を行う事業所	①事業所の名称	大分中央会株式会社													
	②労働保険番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	③所在地	〒870-0026 大分市金池町 3 丁目 1 番 1 6 号													
	④電話番号	097-536-6331		日本標準産業分類に基づいて記入 (総務省のホームページに一覧有り)											
	⑤事業内容	管工事業													
	産業分類	大分類		建設業		中分類		設備工事業							
⑥常時使用する労働者の数	6 人														
うち外国人労働者	在留資格	技能実習 1 号	国籍	ベトナム	人数	1 人									
	在留資格	技能実習 2 号	国籍	ベトナム	人数	2 人									
	在留資格		国籍		人数	人									
	在留資格		国籍		人数	人									
	在留資格		国籍		人数	人									
3 補助事業の概要															
(1) 取り組み内容 [就労・居住環境整備支援] ・ [コミュニケーション、技能習得等支援] ※取り組み内容が 就労・居住環境整備支援 の場合、整備を行う建物は [自己所有] ・ 賃借] である。(賃借の場合は承諾書の写しが必要)															
(2) 申請コース [通常コース ・ 賃上げコース] ※いずれかに○をすること。															
事業所内賃金を引き上げる計画	※賃上げコースで申請する場合は必須。 詳細は賃金増加率計算表(別紙2)に記載すること。 令和6年10月1日に賃上げ予定。														
法人の場合は代表取締役・役員個人が所有する施設等は「賃借」となる。															

(3) 事業実施計画		
事業内容及び取り組みの必要性、見込まれる効果について	実施予定時期	費用見込額
<p>※外国人労働者等の受入れ、県内定着に効果があることを具体的に記載すること</p> <p style="text-align: center;">補助金で行う内容を記入</p> <p>(1) 就労・居住環境整備またはコミュニケーション、技能習得等支援の具体的な内容</p> <p>①寮生の部屋（3室）畳からフローリングへの変更 ②共用トイレ（1基）和式便器から洋式便器へ取り換え ③談話室 エアコン1基設置 ④アーク溶接特別講習 技能実習生3人受講</p> <p>(2) 現状の課題・問題点等</p> <p>①、②、③生活指導員が技能実習生と面談する中で、以前から「和室（畳）に慣れない」、「和式便器の使用が不便」等の相談を受けていた。また、寮生のコミュニケーションを促進するため談話室を設置しているが、古い木造建築で空調もないため、真夏や真冬の使用頻度は下がっていた。</p> <p>④技能実習生3人は、技能実習計画に基づく必須業務として配管製作に係る手溶接作業（アーク溶接工法による業務）があり、当該業務に従事するためには、アーク溶接の特別講習を受講し修了証を取得しなければならない。</p> <p>(3) 就労・居住環境整備・コミュニケーション、技能習得等支援の実施によって見込まれる効果</p> <p>①、②、③寮生の部屋をフローリングに変え、共用トイレを洋式便器に取り替えることで、技能実習生の日本での生活環境が改善されることが見込まれる。また、談話室にエアコンを設置し、過ごしやすい空間を提供することで、技能実習生間、また日本人従業員との交流時間が増え、一層のコミュニケーション促進が期待できる。</p> <p>④ アーク溶接の特別教育を受講し、修了証を取得することで当該溶接作業に従事することが可能となり、技能実習生の技能向上が見込まれる。</p>	<p>①9月～11月 ②6月～8月 ③6月～8月 ④11月18日</p>	<p>300,000円 600,000円 300,000円 34,830円</p>
		総事業費を記入
費用見込額合計		1,234,830円

(4) 事業完了予定期日【※2】		令和6年11月30日	
(5) 外国人労働者等定着に向けた取り組み		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 交付申請書（第1号様式）の 事業完了予定年月日を記入 実施時期 </div>	
「(3) 事業実施計画」に記載した内容以外で、外国人労働者等定着に向けた具体的な取り組み及び本取り組みが外国人労働者等の定着に資する理由			
①技能実習生が入国し、当社で勤務することになった月に歓迎会を開催 日本に来たばかりで心細い技能実習生に歓迎の意思を示すことで、早く職場に馴染んでもらえる。		随時実施	
②日本の文化に馴染んでもらうため、地域のお祭りに日本人従業員と参加 例年七夕祭りに参加し、大分のお祭りの雰囲気味わってもらうことで、大分に愛着を持ってもらえる。		8月初旬	
4 申請前3月間の解雇等の状況【※3】（交付要綱第3条第4項第1号のア～ウ関係）			
有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
「有」の場合、解雇の理由			
5 他の助成金等の受給、申請の有無（交付要綱第3条第4項第1号のエ関係）			有 ・ <input type="checkbox"/> 無
「有」の場合、助成金等の名称			
6 労働関係法令違反の有無（交付要綱第3条第4項第5号関係）			有 ・ <input type="checkbox"/> 無
7 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年)（交付要綱第3条第4項第6号関係）			有 ・ <input type="checkbox"/> 無
8 徴収金の滞納の有無（交付要綱第3条第4項第7号関係）			有 ・ <input type="checkbox"/> 無
9 倒産の有無（交付要綱第3条第4項第8号関係）			有 ・ <input type="checkbox"/> 無
10 その他			

【※1】 監理団体は1-②、1-③、2-①、2-③、2-④、2-⑥、3(3)、3(4)、3(5)、4～10について記載すること

【※2】 事業完了予定期日には、令和6年12月27日までの日付を記載すること。

【※3】 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が

不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。)のほかに、下記①～③のことをいう。

- ①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において労働者がこれに応じた場合
- ②当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- ③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業所の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

令和 6 年度 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金 所要額調書

(単位：円)

区 分		大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金
A	総事業費	1,234,830 円
B	収入額	0 円
C	差引額 (A - B)	1,234,830 円
D	補助対象経費支出予定額	1,234,830 円
E	対象経費支出予定額 (D) に補助率 (1/2) を乗じた額	617,415 円
F	補助金申請コース区分における上限額【※1】	1,000,000 円
G	選定額 (E と F を比較して少ない方の額)	617,415 円
H	補助金基本支給額 (C と G を比較して少ない方の額)	617,415 円
I	補助金申請コース区分における補助金申請額 (H の千円未満切捨)【※2】	617,000 円

【※1】 別表第 2-1、2-2 に定める申請コース区分の補助上限額

【※2】 申請額は税抜で記載すること

経費区分 (D：補助対象経費支出予定額)

(単位：円)

項目	金額	備考
使用料及び賃借料	円	
外注工賃	1,200,000 円	
修繕費	円	
印刷製本費	円	
原材料費	円	
発送費	円	
謝金	円	
旅費	円	
機械装置等購入費	円	
委託費	円	
人材育成・教育訓練費	34,830 円	11,610 円×3 人
雑役務費	円	
計	1,234,830 円	

第2号様式（第5条関係）

誓約・同意書

大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約・同意します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

あわせて、令和6年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱第3条に定める内容についても同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に関すること
 - (1) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体には該当しません。
 - (2) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第15条に規定する改善命令、又は第16条に規定する認定の取消し、第36条に規定する改善命令、又は第37条に規定する許可の取消しを受けた者を受けた者ではありません。
 - (3) 補助金の交付申請日の前日から起算して3月前の日から現在までの間、以下のいずれにも該当しません。また、現在から交付請求手続を行う日の前日から6月を経過する日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実該当した場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。
 - ア 当該事業所の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
 - イ 当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
 - ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のため

に事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
エ 補助対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

- (4) 補助金の交付申請日の前日から起算して1年前から現在までの間、労働関係法令に違反(司法処分等)していません。また、現在から支払請求を行う日の前日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、当該法令に違反した場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。
- (5) 補助金の交付申請日から起算して過去3年以内に大分県補助金等交付規則第15条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けていません。また、事業実績報告の日から起算して過去3年以内に当該取消しその他これに準ずる処分を受けた場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。
- (6) 各種労働保険、社会保険等に適切に加入しています。
- (7) 補助金の交付申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に定める徴収金のいずれかを継続して滞納していません。
- (8) 補助金の交付申請時点で倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)していません。また、交付請求手続までに倒産した場合は速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。

4 要綱第5条第3項ただし書きの規定により交付申請書を提出した場合は、同要綱第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを支給申請額から減額して申請します。要綱第13条の規定により当該補助金の額の確定通知を受けた後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金にかかる消費税等仕入控除税額確定報告書(第10号様式)により速やかに中央会会長に報告し、当該金額を返還します。

令和6年5月10日

大分県中小企業団体中央会会長 殿
〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 大分市金池町3丁目1番64号

(ふりがな) おおいたちゅうおうかぶしきがいしや

商号又は名称 大分中央会株式会社

(ふりがな) ちゅうおう たろう

代表者氏名 中央 太郎

郵送日又は持参日を記入

ふりがなの記入漏れに注意

ふりがなの記入漏れに注意

代表者生年月日(明治・大正・昭和・平成)60年 5月22日 (男・女)

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。